

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額	備考
自筆証書遺言の作成サポート	50,000円～	
公正証書遺言サポート（相続人の調査を含む）	150,000円～	公正証書遺言作成当日の証人2名の日当を含む。 公証役場への支払手数料は実費をご負担ください。 （公証人手数料令による。財産の額により変わります）
相続人調査（戸籍収集サポート）	30,000円～	相続人の数が4人を超える場合 （一人増えるごとに4,000円）
相続関係図作成	10,000円～	同上
遺産分割協議書作成	40,000円～	協議がまとまっていない場合はお受けできません
内容証明郵便作成	20,000円～	
各種契約書作成	20,000円～	
古物証許可申請サポート（個人向け）	30,000円	ご自身で申請の場合はこちら 別途警察署申請手数料19,000円・証明書取得費用実費がかかります。
古物証許可申請サポート（個人向け）	50,000円	警察署への申請書提出を含む 別途警察署申請手数料19,000円・証明書取得費用実費がかかります。

その他の事項

- 上記の報酬額は、標準的な手続の報酬額です。手続の内容、要件により変動しますので事前に確認の上、ご依頼ください。
- 交通費・宿泊費は実費とする。
- 諸費用・郵送費等は実費とする。
- 印紙代・証紙代・申請手数料は別途とし、手続前に予想金額をお預かりする。
- 相談業務は1時間あたり 6,000円とする。（初回30分は無料）
- 日当は1時間あたり 6,000円とする。
- 着手金は依頼者と協議により受領することができる。
- 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。
- 依頼者の依頼を受けて書類の作成に着手した後、依頼者の請求によりこれを取り止めた場合、又は依頼者の責に帰すべき事由により以来の達成ができなかった場合においても、報酬額を受けることができる。
- 報酬額には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により行政書士の役務の提供に対する対価に課される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。

2026年5月1日



大阪府行政書士会会員

行政書士 関山 理恵

職印